

千葉大学法科大学院

2020-2021



生きている一人ひとりのために



これからの時代に求められる、 「心」ある法律家の育成を目指します



千葉大学大学院
専門法務研究科長

下井 康史（行政法）

千葉大学法科大学院（専門法務研究科）が、平成16年の発足以来、一貫して目指してきたのは、「生きている一人ひとりのために」、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家の育成です。「困っている人たち」に対し、法をツールとした支援策・解決策を、相手の親身になって提供できる力を備えた法曹、そんな法曹に求められる法知識・法理論を、広く深く、そして、理論と実務の架橋を強く意識して学んでいく場を提供すること、これが本法科大学院の目標です。

これまで、本法科大学院の修了者のうち、6割を超える人たちが司法試験に合格してきました。多くの合格者は、現在、一般市民のために法律サービスを提供する法律家、つまりは弁護士として活躍しています。もちろん、裁判官や検察官として力を発揮している人も少なくありません。博士課程に進学し、大学教員として研究者になった人もいます。

本法科大学院の特色はいくつかあります。以下の2点を強調しておきましょう。

第1は、少人数教育。学生定数は1学年40名です（未修者コース1年目は15名）。専任教員は研究者・実務家合わせて19名、兼任教員（本学法政経学部が主担当の研究者）は7名ですから、学生数に比して教員数がとても多いといえるでしょう。このような体制により、少

人数クラスの授業を実施し、学生の顔と名前が一致した、目配りのききやすい教育が実現可能になっているのです。

教員についてですが、研究者教員は、複数の司法試験考査委員（経験者を含む）をはじめとする各分野トップクラスのベテラン・中堅教員と、新進気鋭の若手教員とで構成されています。実務家教員は、経験豊富な現役の弁護士・検察官・裁判官が揃っています。理論的教育と実務的教育の架橋を使命とする法科大学院に相応しい陣容といえるでしょう。3名の研究者教員と1名の実務家教員は、法科大学院を修了して司法試験に合格した人たちです。学生にとっては、法科大学院での学習について、指針となるべき存在を身近に得られることになるでしょう。さらに、千葉県弁護士会の協力を得て、多数の現役弁護士の方々が非常勤講師に就任されており、弁護士実務の現場を体験するための授業や、本法科大学院の修了生を中心に課外教育を担当して頂いています。

特色の第2は、学習環境の充実。自習室には全学生に固定席とロッカーが用意されています。少人数法科大学院ならではの強みといえるでしょう。自習室は、原則として24時間365日使用できますし、法律図書室とパソコン・ルームが隣接しているなど、使いやすい環境となっています。自習室や教室には無線LANが整備されており、各種オンライン法情報データベースを、いつでも（自宅からも）使用できます。

ところで、法科大学院制度は、プロセスとしての法曹養成における中核となるべく、平成16年にスタートしました。それ以来、様々な改革が実施されてきています。令和2年には、学部法曹コースとの連携が認められることになりました。本法科大学院も、千葉大学法政経学部のほか、明治学院大学法学部や鹿児島大学法文学部と連携協定を締結しています。これら各学部の法曹コースを修了した人は、本法科大学院2年コースの入試を特別選抜枠で受験できるようになりました。このシステムを活用することで、学部入学から最短6年（学部3年・法科大学院2年・司法修習1年）で法曹資格を得ることができるようになっています。

その令和2年という年が、人類の歴史に強く刻まれることは間違いありません。これからのわが国、そして世界中が、新型コロナウイルス禍のもたらす諸々の困難に立ち向かっていくこととなります。様々な問題の解決には、長い時間を要するでしょう。また、色々な分野における多くの人たちの協力が必要になりますが、法曹に期待されるところがとても大きいことは言うまでもありません。新型コロナウイルス禍が経済生活・社会生活に与えた諸々の疵痕には、法によって解決すべきものが、実に数多く含まれているからです。既に、一般市民の身近な法律問題について、法曹による様々な支援が展開されていることは周知の通りでしょう。

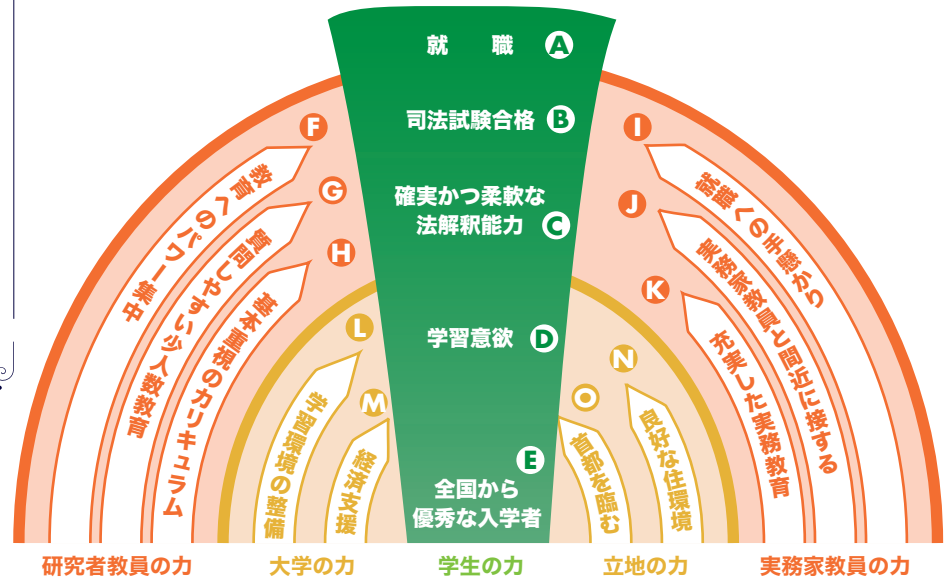
そして、新型コロナウイルス禍に起因する多種多様な問題を解決するに当たり、特に活躍することが強く期待される法曹とは、まさに、千葉大学法科大学院が輩出を目指す法曹、つまりは、「生きている一人ひとりのために」、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家なのではないでしょうか。

これからの時代に求められる「心」ある法律家の育成、これが、千葉大学法科大学院の新たな使命です。

目次

カリキュラム	2
教育の特色	4
学生サポート	6
教員紹介	8
学生生活	10
修了生・就職	12
入学者選抜	14

多くの力を結集して優れた法曹を送り出す 千葉大学法科大学院の特徴



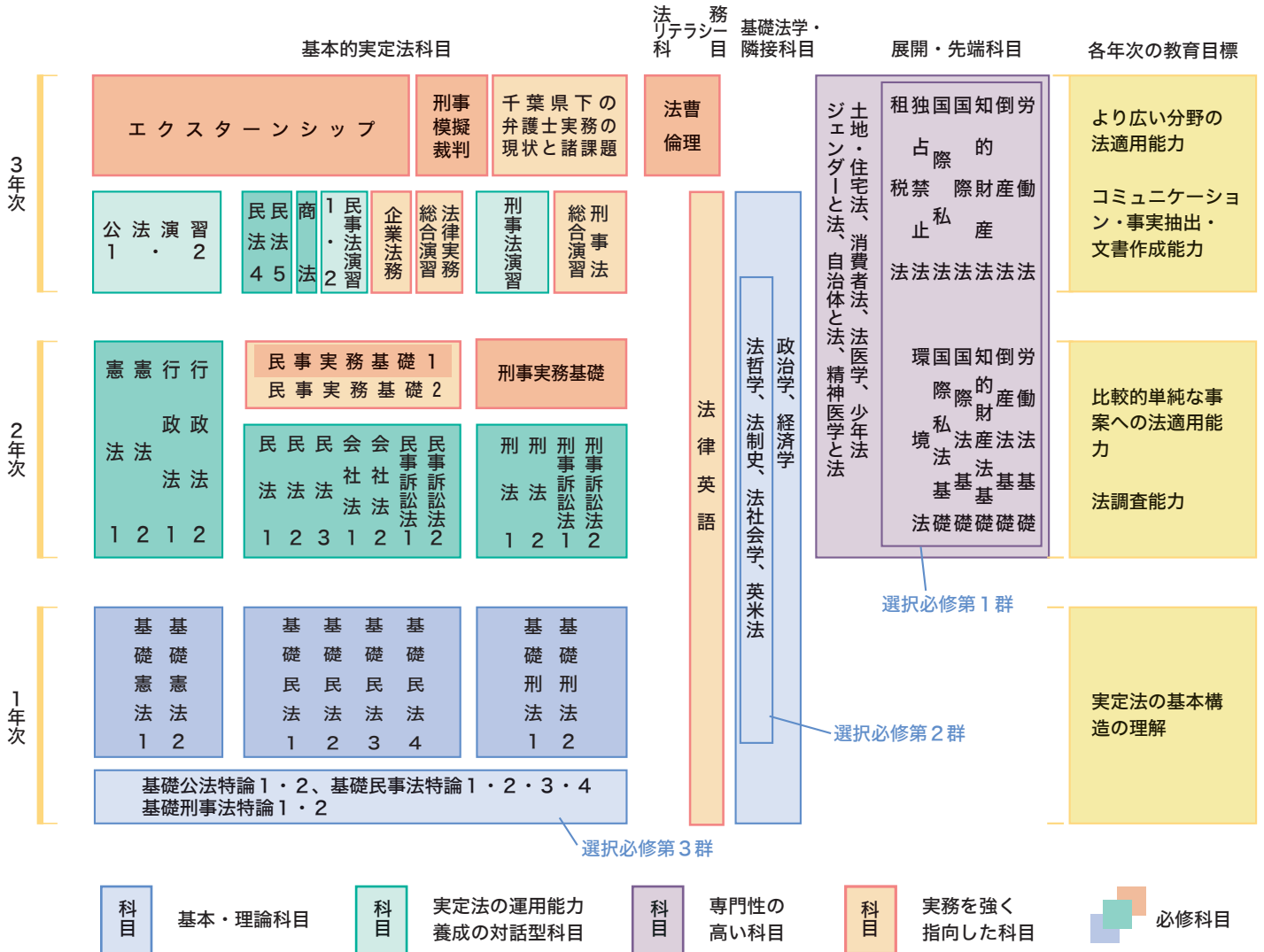
- A** 北海道から沖縄まで全国で弁護士として活動。判事・検事任官者が比率として多い。地方自治体職員が司法試験合格後、元の自治体に戻った例もあります。
☞ p.12～13
- B** 2度目以降の挑戦でも高い司法試験合格率。☞ p.12
- C** 対立する理論的立場のどちらからでも論じることができるのが当たり前。相手の立場の主張が予想できる実務家は、強い。基本重視のカリキュラム (**H**) で養われる実力です。
- D** お互いがライバルのはずなのに、ライバルらしくない——少人数の学生どうしは、打ち解けて勉強する仲間です。
☞ p.10～11
- E** 出身大学は北から南まで広い地域に広がっており、出身学部も美術学部を含めて多様です。
☞ p.11
早期入学・飛び入学者向けの特別入試を実施。
☞ p.16
- F** 教育熱心な教授陣。少人数授業も、厳しい成績評価も、学生と正面から向き合う覚悟があるからできるのです。
☞ p.5
- G** 顔と名前が一致する少人数教育。教育熱心な教員 (**F**) が「手作り」の教育を行うことで、学生の真の理解を引き出します。
☞ p.4～5
- H** どの法分野についても、学部卒業段階で十分な理解を得ている者は稀だ——こう考えて、基礎からの積み上げ教育を、法学に最適な対話形式で行います。予備試験経由では得られない、深い理解が得られます。
☞ p.2～3
- I** 千葉県弁護士会所属の実務家教員や本大学院修了者が、司法試験合格者との交流の場で、志望進路についてアドバイスをしてくれることが多くあります。就職活動の有力な支えになっているようです。
- J** 授業を担当する法曹三者の実務家教員と接するほか、千葉県内の裁判所、検察庁を見学する機会が設けられるなど、法科大学院在学中から、判事・検事の仕事の一端を知り、進路選択の幅を広げることができます。
☞ p.5
- K** 実務家教員による授業も少人数クラスで行われます。さらに、千葉県弁護士会所属弁護士の方々の協力により、すべての学生が、法律事務所(弁護士の事務所)で実習を行います。
☞ p.5
- L** 全学生に固定席のある24時間使用可能な自習室を提供し、3つの法学系データベースを導入するなど、法科大学院を大学全体が支援する体制をとっています。
☞ p.5
- M** 多くの学生が、入学金・授業料の減免、日本学生支援機構の奨学金の受給などを得て、低コストで法科大学院教育を受けることができます。
☞ p.6～7
- N** 緑豊かな高台にある大学キャンパス。周辺には、都内に比べて非常に低廉に借りることのできる住宅がたくさんあります。首都圏だから経済負担が大きい、という心配はありません。
- O** 都心まで50分程度の立地。都内から通う学生もたくさんいます。

カリキュラム

カリキュラムは、年度によって変更されることがあります。

■基本力こそが応用力、展開力の要である、という考え方から、本研究科のカリキュラムは基本的実定法の確実な運用能力を身につけることに重点を置いています。ここで養われた能力があれば、いかなる最新分野にも、自ら学習し、思索し、対応してゆくことができます。

■本研究科のカリキュラムを年次進行に沿って図示すると、次のとおりです。2年コース学生は、2年次から履修します。表示された科目のほかに、いくつかの特別講義が開講されます。



修了単位

■修了するために必要な単位数は、授業科目の種類ごとに次のとおりです。公法（憲法、行政法）、民法（民法、商法、民事訴訟法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）といった、基本的な法律科目の履修は、法科大学院においても重要です。

必修科目				選択必修科目			自由選択科目
公法	民法	刑事法	実務基礎科目	基礎法・隣接科目	展開・先端科目	法律基本科目	
12	28	12	10	4	12	6	11
62				22			11
							95

※ 2年コース学生は、22単位が既修得単位として認定されるため、修了のため本研究科で修得する必要がある単位数は73です。

主要な授業科目

法律基本科目

	1 年次開講	2 年次開講	3 年次開講
必修科目	選択必修第3群	必修科目	必修科目
基礎憲法 1・2	基礎公法特論 1	憲法 1・2	
	基礎公法特論 2	行政法 1・2	
基礎民法 1・2・3・4	基礎民事法特論 1	民法 1・2・3	民法 4・5
	基礎民事法特論 2・3	会社法 1・2	商法
	基礎民事法特論 4	民事訴訟法 1・2	
基礎刑法 1・2	基礎刑事法特論 1	刑法 1・2	
	基礎刑事法特論 2		
		刑事訴訟法 1・2	

法律実務基礎科目*

*いずれも必修科目

民事実務基礎 1	民事法実務の基礎
刑事実務基礎	刑事法実務の基礎
法曹倫理	法曹三者それぞれの法実務における倫理
エクスターンシップ	法律事務所における実習
刑事模擬裁判	刑事公判手続（公判前整理手続を含む）の模擬実習

選択必修科目群（第1～3群）

第1群 司法試験論文式試験の選択科目に関する法分野から、4単位以上
労働法基礎、労働法、倒産法基礎、倒産法、国際法基礎、国際法、知的財産法基礎、知的財産法、国際私法基礎、国際私法、環境法、租税法、独占禁止法

第2群 基礎法学分野から、2単位以上
法哲学、法社会学、英米法、法制史

第3群 基本法律科目の補完・導入科目から、6単位以上
基礎公法特論 1・2、基礎民事法特論 1・2・3・4、基礎刑事法特論 1・2

司法試験・選択科目に対応する科目

環境法	2単位
国際私法基礎、国際私法	合計4単位
国際法基礎、国際法	合計4単位
独占禁止法	2単位
倒産法基礎、倒産法	合計4単位
租税法	2単位
労働法基礎、労働法	合計4単位
知的財産法基礎、知的財産法	合計4単位

司法試験の選択科目各分野には、左表の各授業科目が対応しています。

特色ある科目

千葉県下の弁護士実務の現状と諸課題

千葉県弁護士会所属の弁護士が、医療問題、消費者問題、民事介入暴力などの事例群ごとに現状分析を行います。

自治体と法

地方自治体における行政実務の中で生ずる法律問題を幅広く解説します。

現代法の諸問題

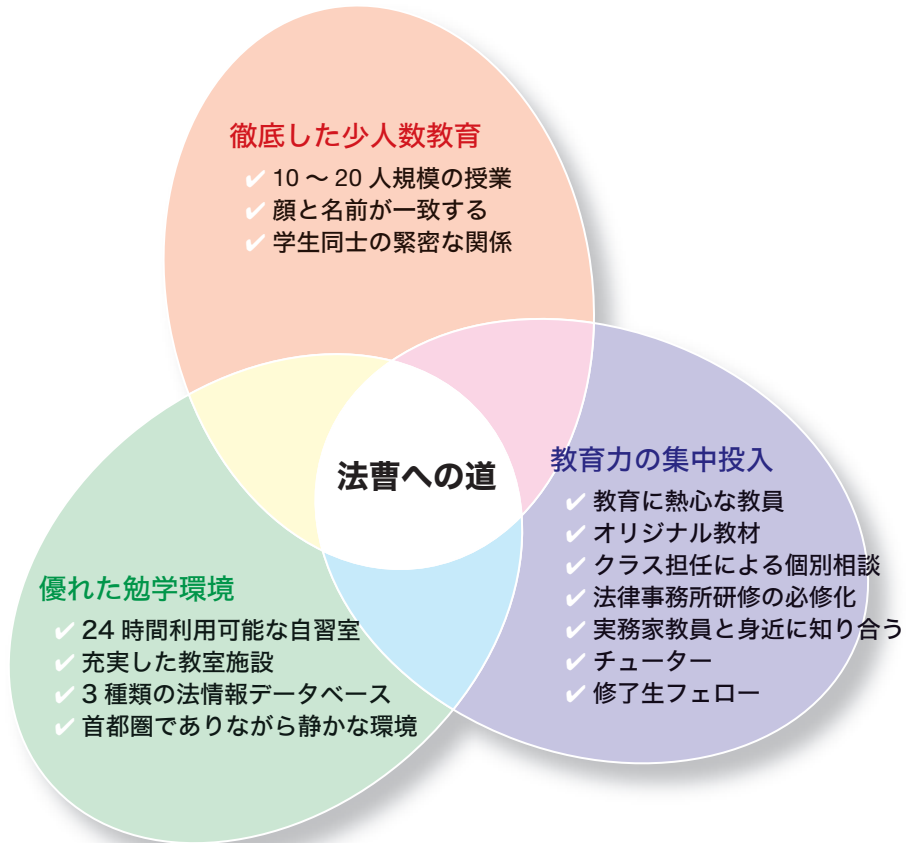
現代社会の法的問題を扱う、**金沢大学法科大学院との連携科目**です。

精神医学と法

責任能力・精神鑑定などに関する研究・実務教育を実施している千葉大学社会精神保健教育研究センターの教員が担当する、精神医学入門科目です。

教育の特色

■基本重視のカリキュラムを実施するため、**1**徹底した少人数教育、**2**優れた勉学環境、**3**教育力の集中投入、の3つのキーワードで表現できる各種の取組みを行っています。



徹底した少人数教育

- 2年次（2年コースでは、入学年次）の基本的実定法科目のほとんどは、1クラス10～20人の規模で授業を実施します。その中で、一般的原理と具体的事例とを行き来しつつ、ディスカッションの形で授業が進んでいきます。
- 学生の間にも、同じ目標に向かって進む友情が自然にできています。

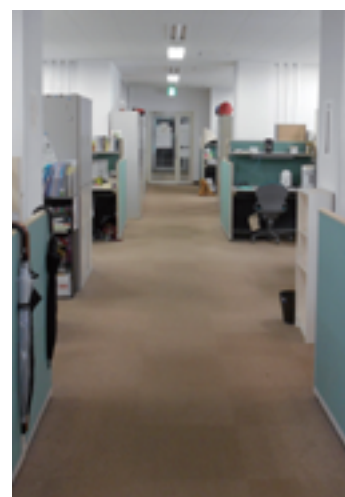


平成28年3月に、独立行政法人大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価において、すべての評価基準に適合するとの評価を受けました。

エクスターンシップの教育方法、実務家教員の実務能力について高い評価を得た一方で、改善・指摘事項の全くない、好評価でした。

優れた勉強環境

- 法律図書室と学生自習室は、24時間利用可能です。
- 学生自習室にはWi-Fi環境が整っており、さらにインターネット接続ソケットを備えた個別座席が全学生に割り当てられます。
- 判例集、基本文献、雑誌、データベース検索用PCを備えた図書室は、自習室のすぐ隣りにあります。
- 自習室及び自宅から、インターネットを経由して、判例・法令・法律文献データベース（TKC『教育研究支援システム』及びLIC『LLI統合型法律情報システム』）が利用できます。自習室では、第一法規『D1-Law.com』も利用できます。
- 授業情報その他の学生向け情報を、大学院独自のwebページで発信し、インターネットを介してどこからでも閲覧することができます。
- 授業が行われる教室は、すべて自習室の近くに配置され、自主ゼミのために利用することも可能です。
- 都心へのアクセスは50分程度**。緑豊かなキャンパスは、勉強の合間に散策するために適しており、学内のスポーツ施設で汗を流すこともできます。



▲ 24時間利用できる自習室



▲ 附属図書館前の亀池

教育力の集中投入

- 研究者教員は、各分野をリードする研究を行う一方で、自己のキャパシティの多くを法科大学院教育に投入する、教育に熱心なスタッフです。自作の教材を用いるなど、工夫した授業を行っています。
- クラス担任制、オフィスアワー制により、教員が、個々の学生の相談・質問に対応します。
- 3年コース入学者には、本大学院修了生である弁護士が**チューター**として付いて指導します。
- 3年生の文書作成能力向上のために、修了生弁護士が指導する**修了生フェロー**制度が利用可能です。
- 千葉県弁護士会の全面的な協力により、すべての3年生に対し、法律事務所における実習科目「エクスターンシップ」を実施しています。そのほか、千葉地方裁判所、千葉地方検察庁とも緊密な協力関係にあり、さまざまな行事を行っています。
- 各種の授業・行事を担当する優秀な実務家と知り合う機会が多数あり、法曹資格取得後の進路選択の参考となります。
- 研究者、実務家など多様な教員と出会い、語り合うことは、実務法曹に必要な“人間力”を鍛える絶好の機会となります。

法曹への道

基本重視のカリキュラムを実施するためのこれらの取組みにより、本研究科の修了生はこれまで、高い司法試験合格率を挙げ、判・検事への任官者も比率として多く、弁護士希望者は全国の多くの法律事務所に就職することができています。

千葉大学法学部附属図書館 入学前学習ガイド		
種別	分野別（3年コース）	分野別（2年コース）
総合	民法 (19/196)	民法 (19/196)
法学全般 (19/115)	刑法 (19/193)	刑法 (19/193)
指定図書リスト	民法 (19/120)	民法 (19/120)
	民法 (19/140)	民法 (19/140)
	民法 (19/150)	民法 (19/150)
	民法 (19/155)	民法 (19/155)
	民法 (19/160)	民法 (19/160)
	民法 (19/165)	民法 (19/165)
	民法 (19/170)	民法 (19/170)
	民法 (19/175)	民法 (19/175)
	民法 (19/180)	民法 (19/180)
	民法 (19/185)	民法 (19/185)
	民法 (19/190)	民法 (19/190)
	民法 (19/195)	民法 (19/195)
	民法 (19/200)	民法 (19/200)
	民法 (19/205)	民法 (19/205)
	民法 (19/210)	民法 (19/210)
	民法 (19/215)	民法 (19/215)
	民法 (19/220)	民法 (19/220)
	民法 (19/225)	民法 (19/225)
	民法 (19/230)	民法 (19/230)
	民法 (19/235)	民法 (19/235)
	民法 (19/240)	民法 (19/240)
	民法 (19/245)	民法 (19/245)
	民法 (19/250)	民法 (19/250)
	民法 (19/255)	民法 (19/255)
	民法 (19/260)	民法 (19/260)
	民法 (19/265)	民法 (19/265)
	民法 (19/270)	民法 (19/270)
	民法 (19/275)	民法 (19/275)
	民法 (19/280)	民法 (19/280)
	民法 (19/285)	民法 (19/285)
	民法 (19/290)	民法 (19/290)
	民法 (19/295)	民法 (19/295)
	民法 (19/300)	民法 (19/300)
	民法 (19/305)	民法 (19/305)
	民法 (19/310)	民法 (19/310)
	民法 (19/315)	民法 (19/315)
	民法 (19/320)	民法 (19/320)
	民法 (19/325)	民法 (19/325)
	民法 (19/330)	民法 (19/330)
	民法 (19/335)	民法 (19/335)
	民法 (19/340)	民法 (19/340)
	民法 (19/345)	民法 (19/345)
	民法 (19/350)	民法 (19/350)
	民法 (19/355)	民法 (19/355)
	民法 (19/360)	民法 (19/360)
	民法 (19/365)	民法 (19/365)
	民法 (19/370)	民法 (19/370)
	民法 (19/375)	民法 (19/375)
	民法 (19/380)	民法 (19/380)
	民法 (19/385)	民法 (19/385)
	民法 (19/390)	民法 (19/390)
	民法 (19/395)	民法 (19/395)
	民法 (19/400)	民法 (19/400)
	民法 (19/405)	民法 (19/405)
	民法 (19/410)	民法 (19/410)
	民法 (19/415)	民法 (19/415)
	民法 (19/420)	民法 (19/420)
	民法 (19/425)	民法 (19/425)
	民法 (19/430)	民法 (19/430)
	民法 (19/435)	民法 (19/435)
	民法 (19/440)	民法 (19/440)
	民法 (19/445)	民法 (19/445)
	民法 (19/450)	民法 (19/450)
	民法 (19/455)	民法 (19/455)
	民法 (19/460)	民法 (19/460)
	民法 (19/465)	民法 (19/465)
	民法 (19/470)	民法 (19/470)
	民法 (19/475)	民法 (19/475)
	民法 (19/480)	民法 (19/480)
	民法 (19/485)	民法 (19/485)
	民法 (19/490)	民法 (19/490)
	民法 (19/495)	民法 (19/495)
	民法 (19/500)	民法 (19/500)
	民法 (19/505)	民法 (19/505)
	民法 (19/510)	民法 (19/510)
	民法 (19/515)	民法 (19/515)
	民法 (19/520)	民法 (19/520)
	民法 (19/525)	民法 (19/525)
	民法 (19/530)	民法 (19/530)
	民法 (19/535)	民法 (19/535)
	民法 (19/540)	民法 (19/540)
	民法 (19/545)	民法 (19/545)
	民法 (19/550)	民法 (19/550)
	民法 (19/555)	民法 (19/555)
	民法 (19/560)	民法 (19/560)
	民法 (19/565)	民法 (19/565)
	民法 (19/570)	民法 (19/570)
	民法 (19/575)	民法 (19/575)
	民法 (19/580)	民法 (19/580)
	民法 (19/585)	民法 (19/585)
	民法 (19/590)	民法 (19/590)
	民法 (19/595)	民法 (19/595)
	民法 (19/600)	民法 (19/600)
	民法 (19/605)	民法 (19/605)
	民法 (19/610)	民法 (19/610)
	民法 (19/615)	民法 (19/615)
	民法 (19/620)	民法 (19/620)
	民法 (19/625)	民法 (19/625)
	民法 (19/630)	民法 (19/630)
	民法 (19/635)	民法 (19/635)
	民法 (19/640)	民法 (19/640)
	民法 (19/645)	民法 (19/645)
	民法 (19/650)	民法 (19/650)
	民法 (19/655)	民法 (19/655)
	民法 (19/660)	民法 (19/660)
	民法 (19/665)	民法 (19/665)
	民法 (19/670)	民法 (19/670)
	民法 (19/675)	民法 (19/675)
	民法 (19/680)	民法 (19/680)
	民法 (19/685)	民法 (19/685)
	民法 (19/690)	民法 (19/690)
	民法 (19/695)	民法 (19/695)
	民法 (19/700)	民法 (19/700)
	民法 (19/705)	民法 (19/705)
	民法 (19/710)	民法 (19/710)
	民法 (19/715)	民法 (19/715)
	民法 (19/720)	民法 (19/720)
	民法 (19/725)	民法 (19/725)
	民法 (19/730)	民法 (19/730)
	民法 (19/735)	民法 (19/735)
	民法 (19/740)	民法 (19/740)
	民法 (19/745)	民法 (19/745)
	民法 (19/750)	民法 (19/750)
	民法 (19/755)	民法 (19/755)
	民法 (19/760)	民法 (19/760)
	民法 (19/765)	民法 (19/765)
	民法 (19/770)	民法 (19/770)
	民法 (19/775)	民法 (19/775)
	民法 (19/780)	民法 (19/780)
	民法 (19/785)	民法 (19/785)
	民法 (19/790)	民法 (19/790)
	民法 (19/795)	民法 (19/795)
	民法 (19/800)	民法 (19/800)
	民法 (19/805)	民法 (19/805)
	民法 (19/810)	民法 (19/810)
	民法 (19/815)	民法 (19/815)
	民法 (19/820)	民法 (19/820)
	民法 (19/825)	民法 (19/825)
	民法 (19/830)	民法 (19/830)
	民法 (19/835)	民法 (19/835)
	民法 (19/840)	民法 (19/840)
	民法 (19/845)	民法 (19/845)
	民法 (19/850)	民法 (19/850)
	民法 (19/855)	民法 (19/855)
	民法 (19/860)	民法 (19/860)
	民法 (19/865)	民法 (19/865)
	民法 (19/870)	民法 (19/870)
	民法 (19/875)	民法 (19/875)
	民法 (19/880)	民法 (19/880)
	民法 (19/885)	民法 (19/885)
	民法 (19/890)	民法 (19/890)
	民法 (19/895)	民法 (19/895)
	民法 (19/900)	民法 (19/900)
	民法 (19/905)	民法 (19/905)
	民法 (19/910)	民法 (19/910)
	民法 (19/915)	民法 (19/915)
	民法 (19/920)	民法 (19/920)
	民法 (19/925)	民法 (19/925)
	民法 (19/930)	民法 (19/930)
	民法 (19/935)	民法 (19/935)
	民法 (19/940)	民法 (19/940)
	民法 (19/945)	民法 (19/945)
	民法 (19/950)	民法 (19/950)
	民法 (19/955)	民法 (19/955)
	民法 (19/960)	民法 (19/960)
	民法 (19/965)	民法 (19/965)
	民法 (19/970)	民法 (19/970)
	民法 (19/975)	民法 (19/975)
	民法 (19/980)	民法 (19/980)
	民法 (19/985)	民法 (19/985)
	民法 (19/990)	民法 (19/990)
	民法 (19/995)	民法 (19/995)
	民法 (20/000)	民法 (20/000)

▲ 入学前からネットで学習指導

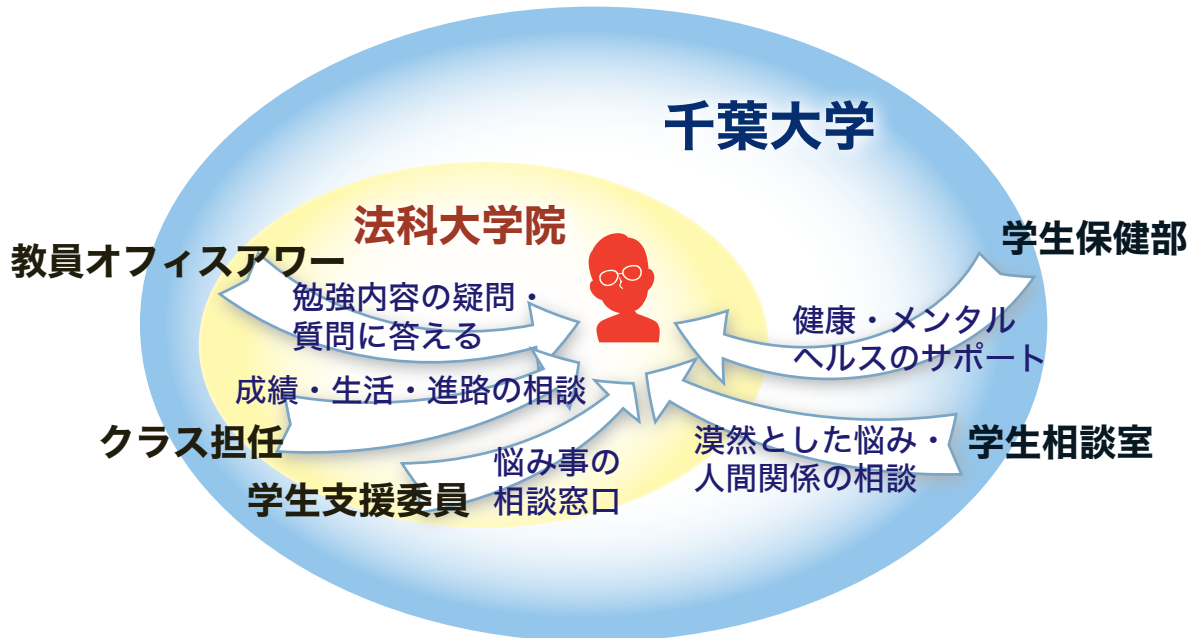


▲ 独自の判例・文献教材を作成

学生サポート

千葉大学法科大学院では、大学のもつ制度と研究科独自の制度とを組み合わせ、さまざまな側面から学生をサポートする体制を組んでいます。

勉学・学生生活のサポート



法科大学院がもつ制度

- 各法分野の教員が少なくとも毎週1回・90分の**オフィスアワー**を開設し、学生の個別の質問に答えます。多くの学生に共通する質問に答えるため、公開でオフィスアワーを実施する教員もいます。
- クラス担任**は担当する学生の成績状況を把握し、勉強の環境や進路の相談に応じます。1人の教員が担任する学生数は、5～10人程度です。
- 学生支援委員**は、学生のさまざまな悩み、とくに人間関係の問題などの相談に応じ、大学院の運営に関わる教員や、大学が開設する学生相談室への橋渡しの役割を果たします。
- 3年コースの1年生には、本研究科を修了した弁護士が**チューター**として付き、勉強の基本的内容の指導、勉強方法や就職活動の相談に乗ります。1人のチューターが担当する学生数は、おおむね5人です。
- 3年生のうち希望する者には、本研究科を修了した弁護士が**修了生フェロー**として、文章作成などアウトプット能力の指導を行います。

大学がもつ制度

- なんでも相談「学生相談室」**は、学生生活におけるあらゆる相談を受け付けるところです。勉学環境、生活に関することはもちろん、なんとなく体がだるくてやる気がおきないなど健康一般や、人間関係のトラブル等も相談できます。
- 総合安全衛生管理機構学生保健部**では、医師・看護師による「健康相談」、カウンセラー又は医師による「メンタルヘルス相談」を受け付け、医療機関の紹介、日常生活のアドバイスなどを行っています。
- 学内には、勉学中の学生のお子さんを預かる**保育園「やよい保育園」**が、法科大学院と同じキャンパスにあります。女性学生を中心に、本研究科でもこの保育園を利用して勉強時間を確保した方がいます。

やさしい見守りで安心の◎
やよい保育園



経済面のサポート

＊ 入学料・授業料の減額・免除

申請に基づき、大学が選考します。

令和元年度の実績では、入学料免除（全額）1名、（半額）1名、授業料（半期分）全額免除（402,000円）1名、授業料（半期分）半額免除（201,000円）13名でした。

＊ 日本学生支援機構による奨学金（貸与）

無利子貸与（第1種奨学金）と有利子貸与（第2種奨学金）の制度があります。

令和元年度には、学生全体で 14,352,000円の貸与を受けました。

入学料・授業料減額・免除のべ人数

年度	減免者数
16年度	10名
17年度	17名
18年度	19名
19年度	38名
20年度	35名
21年度	39名
22年度	23名
23年度	25名
24年度	32名
25年度	40名
26年度	37名
27年度	44名
28年度	37名
29年度	33名
30年度	20名
元年度	16名

＊ 千葉大学法科大学院奨学金（給付）

奨学金のためになされる寄付に基づく、本研究科独自の奨学金です。

＊ 千葉大学SEEDS基金による奨学金

経済的に困窮しつつも勉学に励み、優秀な成績を修めている学生が、経済的な負担を過度に心配することなく修学できることを目的に支給する、全学レベルの奨学金です。

＊ 外部の奨学財団の奨学金（給付・貸与）

法曹養成のための有力な育英奨学財団から、1人分の枠を与えられて、推薦した学生がこれを受給することができています。その他、各種の奨学金に応募する学生には、学生の人柄・成績をよく知るクラス担任が推薦することや、成績状況の証明書の発行などが行われています。

日本学生支援機構奨学金受給者数

年度	第1種奨学金	第2種奨学金
22年度	42名	17名
23年度	37名	16名
24年度	43名	17名
25年度	42名	14名
26年度	42名	14名
27年度	31名	14名
28年度	20名	10名
29年度	20名	6名
30年度	17名	8名
元年度	10名	4名

千葉大学法科大学院奨学金受給者数

年度	受給者数	支給総額
22年度	4名	120万円
23年度	6名	180万円
24年度	6名	180万円
25年度	6名	180万円
26年度	6名	90万円
27年度	6名	90万円
28年度	6名	90万円
29年度	6名	90万円
30年度	2名	25万円
元年度	2名	25万円

＊ 女性法曹輩出のための住居費補助

実家が遠いため大学周辺に住居を賃貸する学生には、女性法曹輩出の観点から、住居費の補助を行います。対象学生は女性学生（適合性別が女性である学生を含む。）に限らず、女性法曹輩出の観点から支援が必要な学生を含みます。

教 員 紹 介

令和2年4月現在、本研究科では19名の専任教員が教育にあたっています。
各教員の業績などの詳細は、本研究科Webページでご覧いただくことができます。

専任教員

公法分野

	氏 名	職 名	主な担当科目
憲 法	大林啓吾	教授	基礎憲法1, 憲法2, 公法演習1
	白水 隆	准教授	基礎憲法2, 憲法1
行政法	下井康史	教授	行政法1, 公法演習2, 自治体と法, 行政法特論
	木村琢磨	教授	行政法2, 基礎公法特論2

民事法分野

	氏 名	職 名	主な担当科目	実務実績
民 法	田中宏治	教授	基礎民法1・4, 民法3	
	平野秀文	准教授	基礎民法3, 民法4	
	鶴ヶ野翔麻	准教授	基礎民法2, 民法特論	
商 法	小林俊明	教授	基礎民事法特論3, 会社法1	
	堀田佳文	准教授	商法, エクスターンシップ	
民事訴訟法	松下祐記	教授	基礎民事法特論4, 倒産法, 倒産法基礎	
	北村賢哲	教授	民事訴訟法1・2, エクスターンシップ	
民事実務	島田直樹	教授	民事実務基礎2, 法律実務総合演習, エクスターンシップ	弁護士

刑事法分野

	氏 名	職 名	主な担当科目	実務実績
刑 法	林 陽一	教授	基礎刑法2, 刑法1・2, 刑事法総合演習, 刑事法演習	
	西貝吉晃	准教授	基礎刑法1, 基礎刑事法特論2, 刑事法演習	
刑事政策	後藤弘子	教授	少年法, 犯罪者処遇法, ジェンダーと法, 現代法の諸問題	
刑事実務	田澤奈津子	教授	刑事実務基礎, 刑事法総合演習, 法曹倫理, 刑事模擬裁判	検察官

基礎法分野

	氏 名	職 名	主な担当科目
英米法	金原恭子	教授	英米法, 法律英語

展開・先端分野

	氏 名	職 名	主な担当科目	実務実績
医事法	森谷和馬	特任教授	医事法, 民法判例入門, 刑事判例入門, 刑事裁判手続入門	弁護士
知的財産法	北島志保	特任准教授	知的財産法基礎, 知的財産法, 知的財産法演習, エクスターンシップ	弁護士

兼担・兼任教員

令和2年度の授業科目は、専任教員、客員教授のほかに、次の兼担・兼任教員によって行われています。このほかに多数の弁護士教員が、エクスターンシップにおいて現場の教育を担当します。

氏名	主な担当科目	本務	氏名	主な担当科目	本務
青木浩子	基礎民事法特論2, 会社法2	法政経学部教授	白石友行	基礎民事法特論1	筑波大学准教授
伊豫雅臣	精神医学と法	大学院医学研究院教授	瀬戸和宏	消費者法	弁護士
岩瀬博太郎	法医学	大学院医学研究院教授	専田泰孝	基礎刑事法特論1	法政経学部教授
上杉浩介	千葉弁護士実務	弁護士	田部井宏明	法曹倫理	弁護士
遠藤直也	刑事実務基礎, 刑事模擬裁判	弁護士	黒葛原歩	千葉弁護士実務	弁護士
大塚 功	千葉弁護士実務	弁護士	常岡史子	民法5	横浜国立大学教授
大野 武	民法1	明治学院大学教授	鶴見 泰	法曹倫理	弁護士
大村芳昭	国際私法基礎, 国際私法	中央学院大学教授	手賀 寛	民事執行法	東京都立大学准教授
岡田知也	千葉弁護士実務	弁護士	徳力徹也	独占禁止法基礎, 独占禁止法	帝京大学教授
小賀野晶一	環境法	中央大学教授	中清明子	千葉弁護士実務	弁護士
笠松珠美	基礎公法特論1	衆議院法制局調整主幹	原田昌幸	基礎公法特論1	衆議院法制局法制主幹付
川島享祐	刑事訴訟法1・2, 刑事法演習	立教大学准教授	藤池智則	企業法務	弁護士
川瀬貴之	法哲学	法政経学部准教授	藤澤 巖	国際法	法政経学部教授
北原賢一	民事実務基礎1	弁護士	舟橋 哲	土地・住宅法	立正大学教授
工藤祐巖	民法2	明治大学教授	皆川宏之	労働法基礎, 労働法	法政経学部教授
駒谷孝雄	法曹倫理	元判事	宮崎文彦	政治学	人文公共学府特任研究員
佐伯昌彦	法社会学	法政経学部准教授	宮本勇人	千葉弁護士実務	弁護士
酒井孝之	刑事模擬裁判	千葉地方裁判所判事	虫本良和	刑事実務基礎, 刑事模擬裁判	弁護士
坂井大輔	法制史	法政経学部准教授	柳原悠介	千葉弁護士実務	弁護士
榊原健一	経済学	千葉大学名誉教授	吉川昌寛	民事実務基礎1・2	千葉地方裁判所判事
佐藤香織	租税法	弁護士			

実務家教員からのメッセージ



北島 志保 特任准教授
(知的財産法)
本研究科出身

千葉大学法科大学院では、研究家教員と共に多くの実務家教員が学生の教育に熱心に取り組んでいます。ひとことで実務家教員といっても、そのバックグラウンドは多種多様です。本法科大学院では、弁護士のみならず裁判官や検察官など個性豊かな実務家教員がそれぞれ趣向を凝らした講義を行っています。実務家教員は学生にとって最も身近な法曹三者の姿ですから、近い将来の自己の姿を重ね合わせて、法曹実務に対する具体的なイメージを描いていただければ幸いです。

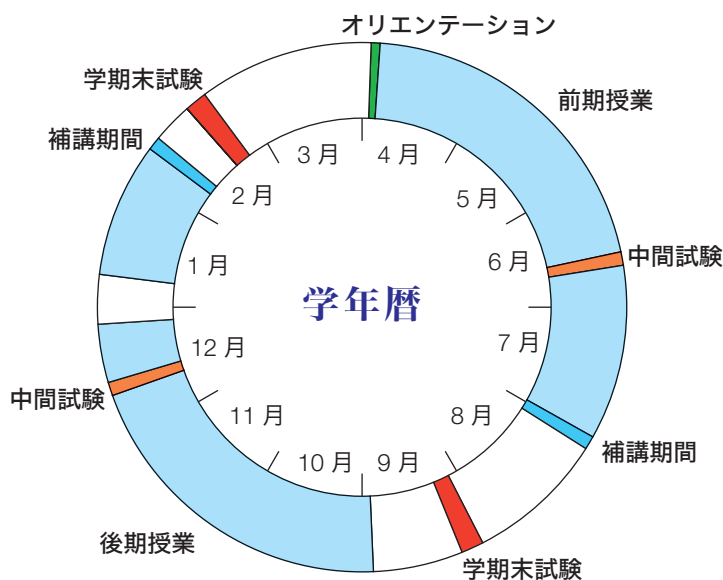
法曹実務に対する具体的なイメージを持つことは、司法試験においても法的なバランス感覚を養い、実務家としての思考過程を身につけるために有用です。

また、実務家教員のほとんどが司法試験の合格者ですから、試験制度の変遷はあるものの、同じ受験生時代を経験した先輩として助言できることもあると思います。

法科大学院の学生にとって、最大の関心事は司法試験の合格かもしれません。しかし、本法科大学院の学生には、ぜひ、合格の先を見据えて、実務上の様々な紛争案件に日々奮闘している実務家教員から、実務家としての意識・姿勢・仕事に関する考え方など、多くのことを主体的に学び取っていただきたいと思います。

特に、修了生の多くが将来携わるであろう弁護士業務についていえば、その業務の内容や社会との関わり方は人それぞれ千差万別です。近年では法律家としての新たな活躍の場も拡大しており、ますます多様化していると感じます。多様な実務家教員との交流をきっかけとして、法曹として様々な働き方があるということを知り、自己の将来の働き方を主体的に選択していただきたいと思います。

法曹実務の一隅を担う者として、この時代に法曹の道を志す皆さまを心から歓迎します。いつの時代も、優秀な法律家は社会に常に必要とされていると信じています。皆さまと共に本法科大学院で学ぶ日を楽しみにしています。



- 千葉大学法科大学院の一年間は、おおむね、左のチャートのように進みます。
- 中間試験は法律基本科目の必修科目について実施し、そのための試験期間を設けています。
- 夏休み前に終了する前期授業科目の学期末試験は、原則として9月に実施します。夏休みの学習によって、基礎力をしっかり鍛えるためです。
- 規則正しい勉強のため、時間割も工夫しています。たとえば2年次の法律基本科目の授業は、原則として2限と4限に配置されます。
- ほとんどの学生は、2年後期と3年前期に各2単位開講される司法試験・選択科目に対応した科目(3ページ参照)から1つを選んで、受講しています。

私は、千葉大学法政経学部を卒業後、千葉大学大学院専門法務研究科に進学しました。ここでは私が1年間過ごした中で感じたこの法科大学院の魅力を紹介できたらと思います。

まず、少人数制をとっている法科大学院ならではの利点があります。少人数制で、一学年の人数が15人程度であるため、同じ学年の学生はもちろん、他の学年の学生とも、学習の方法について相談したり授業の内容について話し合ったりするなど、交流する機会が多く、アットホームな環境です。また、先生方と学生との距離が近いことも特徴の一つです。先生方は学生の顔と名前を覚えて下さっているので、授業後やオフィスアワーに授業での疑問点を質問しやすい雰囲気があり、質問に対しては熱心かつ丁寧に答えていただけます。そして、少人数制であることから、法科大学院の授業の特長であるソクラテスマソッドにおいて、先生からの問いかけに答える機会が多くなります。正直、授業の準備をするのは大変だと感じることも多いですが、先生からの問いかけに答える機会が多くなることは、自分の理解が不十分である点に気付ける機会が多いということにもなるので、そのような機会が多く持てることは、学習の内容の理解にも資すると思います。

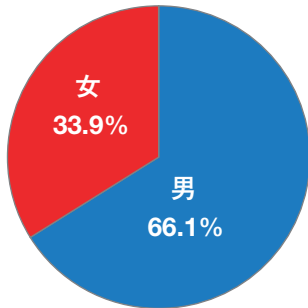
次に、勉強に集中するための設備や環境がとても充実していることです。専門法務研究科の学生のみが使用できる自習室があり、一人一席固定席がもらえます。自習室は24時間使用することができ、法律に関連する書籍を豊富にそろえた図書室やパソコンルームも併設されているため、調べ物やレポートの作成などをするときにとっても便利です。

そして、多様な経験・考えをもつ方々と関わることです。専門法務研究科では、様々な経験を持つ実務家の先生方も授業を担当しています。そこでは実務の現状や、今学んでいることが将来法曹になったときにどのように実務に活かされていくのかを知ることができます。準備期間が長く、時にはやる気を維持することが難しい司法試験ですが、このような話を聞けることは、自分の現在の学習が将来にどのように役立つのかを発見することになり、司法試験の勉強へのモチベーションにもつながります。

専門法務研究科の魅力はここに書いたものに留まらず、とても魅力的な法科大学院であるといえます。皆様と一緒に勉強することを楽しみにしております。

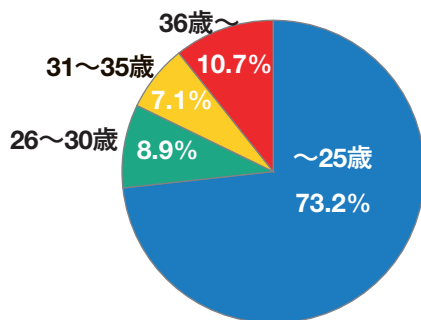


大矢 千里 さん
3年生・2年コース
千葉大学出身



学生の性別構成 (令和2年4月)

千葉大学法科大学院には、全国から多様な学生が集まっています。学生全体の性別・年齢構成は、令和2年4月現在、左のグラフのとおりです。29%が法学部（千葉大学法政経学部を含む。）以外の出身で、経済学部、教養学部が多いほか、人文、社会、教育、さらに理工、薬学など多彩な学部出身者が集まっています。授業のやり取りの中でもいろいろな観点から発言してくれて、参加者の考えが深まることもしばしばです。



学生の年齢構成 (令和2年4月)



私は、他大学の法学部を卒業しましたが、学部生三年次に一年間留学していたこともあり、基礎的な知識不足を実感していたため、本研究科未修コースへ入学しました。ここでは、私が実際に一年間を通して感じた本研究科の魅力をお伝えできればと思います。

第一に、基礎的な知識の定着が、少人数教育によってより可能となっています。本研究科の授業はソクラテス・メソッドに基づき、先生と学生間での対話を通して進んでいきます。そのため授業を進行するにあたり個々人の予習が求められ、自然と学習のリズムが身についていきます。また、先生方は未修生に徹底的に基礎知識の定着や、法的思考のきっかけとなるような授業をしてくださるので、取り組みれば取り組むほど、手ごたえが感じられるようになります。

第二に、24時間利用可能で各自専用の机がある自習室があります。広々とした机に整った空調、少し張り詰めた空気感の中での学習は集中力を保つ手助けとなりますし、備わっている図書室にある書籍も豊富で、学習環境としては最善だと思います。授業の合間、休日や早朝、深夜など、時間帯を問わず利用できるのはストレスフリーで、学習計画も利用時間に縛られることなく立てられます。

第三に、学生間の距離が近く、互いに情報を共有し、学習することができます。これは同学年間に限ったことではありません。先輩方は学習のヒントやテスト対策法など、経験に基づいて親身にアドバイスして下さいます。リフレッシュルームなどでの情報交換は、実際とても役立ち、行き詰った時などのいい気分転換にもなります。また、私の学年はよく授業後に授業の振り返りや疑問点などを討論していました。授業内容をしっかりと理解できているのか、誰かに話すことでさらに理解を深めたり、すぐに確認できたりする貴重な時間です。これも少人数で距離が近いゆえの恩恵だと思います。

その他にも、先生方は授業外でも快く質問を受け付けて下さいますし、助手室の方のケアも手厚く、不安要素がすぐに解消されるので、学習により集中できる環境となっています。

法曹を目指すための学習はつらく、大変なことも多いため、ひとつでも不安要素が少なく、安定した環境・精神で学習できることはなによりも重要になってきます。そんな環境が本研究科には整っていると、この一年を通して実感しています。

最後に、皆さんと一緒に学習できる日を楽しみにしております。



長井 碧 さん
2年生・3年コース
新潟大学出身

修了生・就職

✿ 高い司法試験合格率, 判・検事任官者数

千葉大学法科大学院の修了生のほとんどは司法試験を受験し、右表のとおり合格しています。平成17年度から30年度までの修了生のうち、法曹として活動している修了生（司法修習中などの者を除く。）の職業と、そのうち弁護士勤務地とは、それぞれ右ページのとおりです。裁判官・検察官への任官者の比率が他の法科大学院に比べて高いこと、活躍の場が全国の広範囲に広がっていることが、特色といえるでしょう。ここでは、弁護士となった修了生から、メッセージを送っていただきました。

✿ 企業内弁護士, 研究者

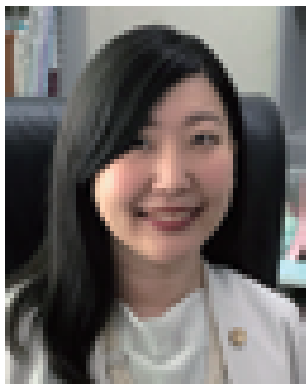
弁護士の資格を得た者の中には、法律事務所に勤務するのではなく、企業内弁護士として活動する者もいます。司法試験に合格したうえで大学院博士後期課程に進学し、大学教員となった者もあり、本大学院が実務家養成のみに限らない、幅広い人材養成を行っていることがわかります。

✿ 行政官としての活躍

国又は地方自治体の行政官として勤務する修了生もいます。自治体職員が法曹資格を得たのち、元の自治体に戻った例もあります。今後はますます、法曹有資格者が行政官として活躍することが考えられます。本大学院の科目「自治体と法」は、こうした流れを見据えて、立法・行政に携わるための能力を養成するための試みです。

✿ 修了生同士の連携

本研究科修了生は、同窓会組織を立ち上げ、相互の情報交換と後輩の指導を行っています。



山田 千尋 弁護士
平成26年3月修了
同年司法試験合格

私は、平成24年4月に千葉大学法科大学院の既修者コースに入学し、平成26年9月に司法試験に合格しました。平成27年12月に茨城県弁護士会に登録し、水戸市内の事務所で勤務弁護士として数年勤務した後、平成30年10月に他の弁護士と共に水戸市内で独立して「美和・千尋法律事務所」を構え、現在は民事刑事問わず多様な業務に携わっています。

私はもともと千葉県出身で、実家から通うことが出来るからという実に安易な理由で千葉大学法経学部法学科に入学しました。入学当初から弁護士を目指していたわけではありません。私が弁護士を志したのは、学部在学中に法律の奥深さ・面白さを知ったからです。そのように感じる事ができたのは、法学科学生の人数が少ないために教授陣と近い距離で学べたからだだと思います。

そこで、ロースクールも、少人数制である千葉大学を志望しました。また、私に関していえば、自宅での勉強が捗らないため、24時間使用可能な自習室があるというのも大きな理由でした。

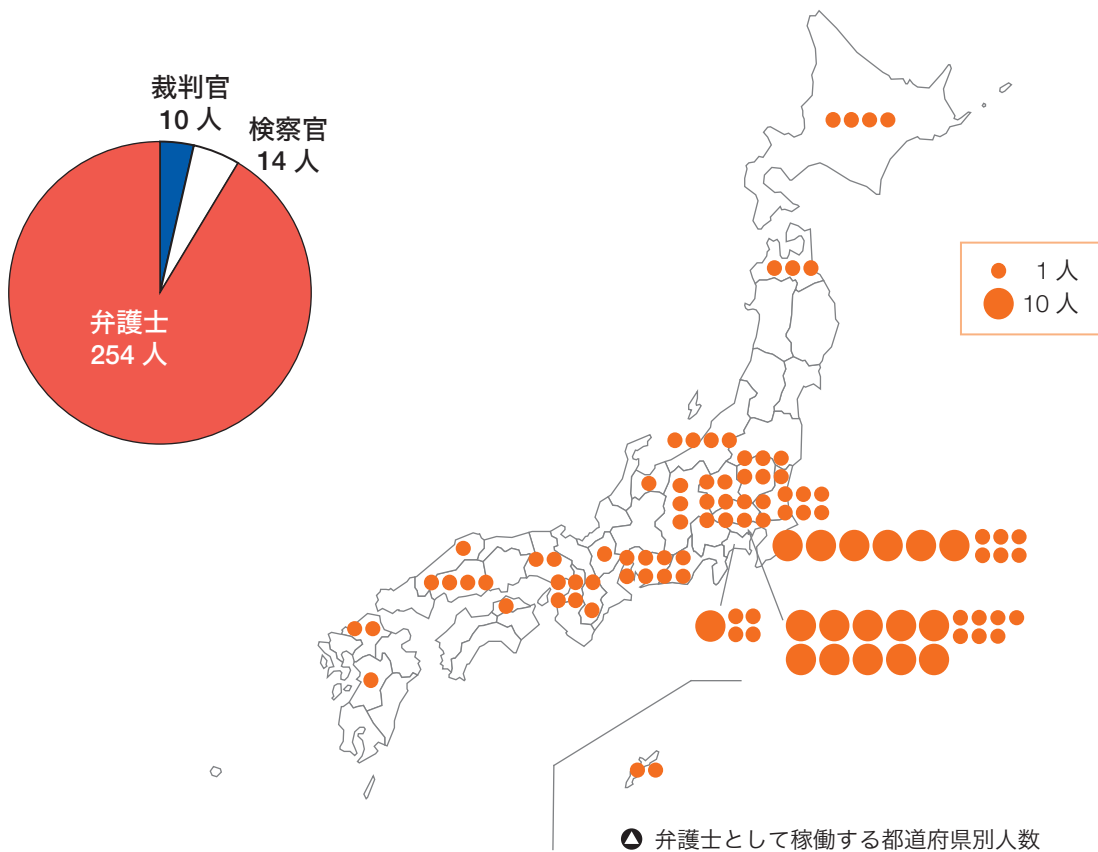
千葉大学法科大学院での勉強の日々は、今思い返すと過酷だったなあと感じます。授業の予復習だけでもかなりの量で、それに加えて司法試験に向けた勉強もする、というのは時間がいくらあっても足りません。自習室には常に誰かが居て、寝袋を持ち込んで勉強している同期もいました。そのような日々でしたが、当時辛いと感じることはありませんでした。少人数制ゆえに同期の仲はすぐに深まり、時に議論を戦わせ、時に励ましあい、とても良い環境で勉強できたからだだと思います。ストレスなく勉強できる、というのは皆さんが思うより大きなメリットです。教授陣との距離も近く、起案を見てもらうこと、アドバイスをもらうことが気軽にできるというのは千葉大学法科大学院の大きな魅力です。

私は現在千葉を離れ茨城で弁護士をしているため、なかなか千葉大学法科大学院と直接かかわる機会はありませんが、同期とは相変わらず交流が続いており、業務上の相談をするなど、千葉大学法科大学院で得たものは法曹として必要な知識だけではなく日々感じています。

これから司法試験を目指す皆さんは、どうしても目の前の勉強にばかり目が行ってしまうでしょう。当然、今一番力を注ぐべきは勉強ですが、実務に出たときのことまで見据えて様々な力を身に付けてほしいと思います。

司法試験実施年	受験者数	合格者数
平成18年	26	15
平成19年	62	40
平成20年	69	34
平成21年	64	24
平成22年	69	30
平成23年	74	29
平成24年	66	21
平成25年	65	24
平成26年	84	26
平成27年	83	14
平成28年	86	17
平成29年	82	11
平成30年	66	10
令和元年	61	12

累計合格者数は307名、累積合格率（対受験者数）は62.9%です。



塩川 遼 弁護士

平成27年3月修了

平成28年司法試験合格

私は、平成24年4月に千葉大学法科大学院（未修コース）に入学しました。法科大学院修了後、司法試験に合格し、千葉で司法修習を経た後、平成29年12月に千葉県弁護士会に登録し、現在、松戸市のユーカリ総合法律事務所において執務をしています。

私が千葉大学法科大学院を志望した理由は、あらゆる面において司法試験合格や法曹育成をサポートする学習環境が整っている点にあります。

第一に、きめ細やかな教育体制です。少人数制のため、大学の学部とは異なり、教員と学生との距離が近く、一人ひとりに応じた学習指導をしていただけるし、学生も、授業終了後や空き時間などに教員に気軽に質問をしやすい雰囲気があります。

第二に、いつでも利用できる法科大学院生専用の自習室ブースがある点です。緑に囲まれ落ち着いた雰囲気の中、一人ひとりに固定席が与えられ、24時間好きな時間に自習室を利用することができるので、学生それぞれに合った勉強スタイルを確立することができます。また、修了後も司法試験受験まで同じ座席で勉強することができるため、落ち着いて司法試験に臨むことができます。

第三に、学生同士での自主ゼミが盛んな点です。少人数制のため、学生同士顔の見える存在であり、同学年だけでなく、先輩・後輩の垣根を超えてゼミを組むこともできるため、ロースクール全体が一つになって切磋琢磨しながら勉強することができます。

私も、この千葉大学法科大学院で良き仲間と出会っていなければ、司法試験に合格していなかったといっても過言ではありません。千葉大学法科大学院の友人、先輩・後輩とは、お互いに仕事やプライベートの相談をしたりするなど、今でも良い交友関係が続いています。

私は、千葉で修習をし、千葉で就職したこともあり、現在、千葉大学法科大学院の同窓会理事の一員として、在学生及び修了生のサポートをしています。具体的には、合格者が在学生の学習指導を行うチューター制度や、合格祝賀会、合格座談会、就職座談会の企画・開催等を行っております。今後も、在学生と修了生の良い架け橋となれるよう、サポートができればと思っております。

千葉大学法科大学院での出会いを大切に、仲間と切磋琢磨しながら大学院生活を過ごしてください。そして、千葉大学法科大学院出身の法曹として、皆さんとともに仕事ができることを楽しみにしております。

入 学 者 選 抜

千葉大学大学院専門法務研究科 入学者受入れ指針

千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする。その人材とは、柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家である。本研究科は、この理念を「生きている一人ひとりのために」とも表現する。

こうして、本研究科は、すでに法学を学んだ者であるか否かを問わず、次のような人材を学生として受け入れ、その教育によって社会に貢献したいと考える。

- 一 首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者
- 二 高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる者

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、入学者選抜の時期・方法などを変更することがあります。

募集人員

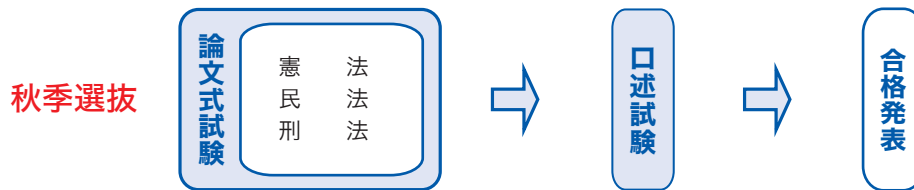
2年コース（法学既修者）	一般入試（秋季・冬季）	25名 （うち、特別入試は若干名）
	早期卒業・飛び入学特別入試	
3年コース（法学未修者）	一般入試（秋季・冬季）	15名

令和3年度入学者選抜（令和2年度実施）の概要

- 一般入試は、筆記試験（小論文試験又は法律科目試験）及び口述試験により選抜します。
- 一般入試には、**秋季選抜**と**冬季選抜**の2回があります。
 秋季選抜では、1日目に筆記試験、2日目に口述試験を行います。
 冬季選抜では、筆記試験と口述試験を同日に行います。
- 一般入試では、2年コースと3年コースの両方に出願（併願）することができます。
 両コースの筆記試験は、同日に行います。また、併願の場合の受験料は、1つのコースに出願したときと同じです。
 併願者が両方のコースで合格基準を満たしたときは、2年コースの合格者として扱います。
- 2年コースについては、**一般入試**のほかに**早期卒業・飛び入学特別入試**を行います。
 飛び入学制度について先駆的な実績を上げてきた千葉大学として、優秀な人材を受け入れ、時間的・経済的負担の軽い法曹への道を用意しようとするものです。
- 合格者発表は、郵送等によって行います。

選抜試験の内容 ≡ 一般入試 ≡

2年コース（法学既修者）



■法律科目試験は、論文式試験によって行います。

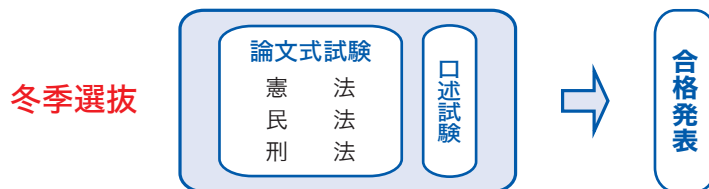
論文式試験は、憲法、民法及び刑法の各分野から出題される問題に対し、論述方式で解答するものです。

■行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の分野に関する法律科目試験は、行いません。

■過去に出題した法律科目試験の問題は、本研究科webページで公開しています。

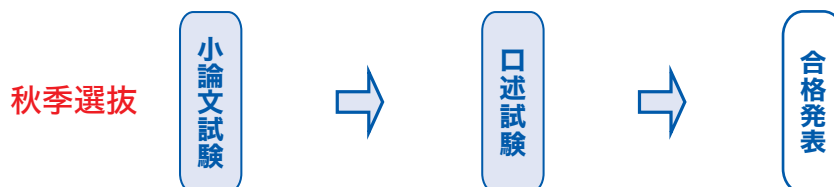
■口述試験においては、これまでの勉学状況、志望理由などについて質問し、これらを総合して評価します。

■論文式試験と口述試験の各得点を総合して、合否判定を行います。



■冬季選抜では、論文式試験と口述試験を同日に行い、その各得点を総合して合否判定を行います。その他は、秋季選抜と同様です。

3年コース（法学未修者）



■小論文試験は、一般常識程度の知識を基礎として、論理的で説得力ある文章を書く能力があるかどうかを評価します。

■過去に出題した小論文試験の問題は、本研究科webページで公開しています。

■口述試験においては、これまでの勉学状況、志望理由、資格及び活動実績などについて質問し、これらを総合して評価します。

■小論文試験及び口述試験の各得点を総合して、合否判定を行います。



■冬季選抜では、小論文試験と口述試験を同日に行い、各得点を総合して合否判定を行います。その他は、秋季選抜と同様です。

選抜試験の内容 ≡ 早期卒業・飛び入学特別入試 ≡

2年コース（法学既修者）のみ実施



- 午前実施する法律科目試験は、憲法、民法及び刑法の各分野の論文式試験です。
- 午後に、口述試験を実施します。口述試験においては、これまでの勉学状況、志望理由などについて質問し、これらを総合して評価します。
- 過去に出題した法律科目試験の問題は、本研究科webページで公開しています。
- 法律科目試験及び口述試験の各得点を総合して、合否判定を行います。

試験の日程

	一般入試				早期卒業・飛び入学 特別選抜
	秋季選抜		冬季選抜		
	2年コース (法学既修者)	3年コース (法学未修者)	2年コース (法学既修者)	3年コース (法学未修者)	
願書受付期間	9月24日(木)～9月25日(金)		12月17日(木)～12月18日(金)		8月27日(木)～8月28日(金)
筆記試験	法律科目試験 10月17日(土)	小論文試験 10月17日(土)	法律科目試験・ 口述試験	小論文試験・ 口述試験	法律科目試験・ 口述試験
口述試験	10月18日(日)		令和3年1月30日(土)	令和3年1月30日(土)	9月19日(土)
合格発表	11月19日(木)		令和3年3月12日(金)		10月14日(水)
入学手続	令和3年1月5日(火)～1月6日(水)		令和3年3月1日(月)～3月2日(火)		令和3年1月5日(火)～ 1月6日(水)

※ 年の記載のない日程は、令和2年です。

出願資格・入学条件

次のいずれかの条件を満たすこと

大学卒業（見込みを含む。）又はこれと同等の学歴を有すること

個別審査により大学卒業者と同等の学力を有すると認められること

飛び入学（学部3年を優秀な成績で終了する見込みがあること）

- 詳細は『学生募集要項』をご覧ください。8月以降、本研究科webページで確認することもできます。
- 大学で法律学を専攻した者でなくても、2年コース（法学既修者）に出願することができます。

Webページ

URL <http://www.lawschool.chiba-u.jp/>



諸費用

検定料（受験料）	30,000 円	いずれも予定です。
入学料	282,000 円	
授業料（年額）	804,000 円	

入学願書の入手方法

『学生募集要項（一般入試）』と『学生募集要項（早期卒業・飛び入学特別入試）』に、それぞれの入学願書が綴じ込まれています。各『学生募集要項』は、テレメールを通して配布します。

『学生募集要項』の申込みは7月1日から受け付け、7月下旬から発送します。

■本研究科Webページから請求する方法

パソコン用Webページの「入学者選抜」ページから直接、テレメールによる資料請求ができます。

■直接テレメールで請求する方法（インターネット、自動音声応答電話）

(1)次のURL又は電話番号に接続してください。



インターネット	自動音声応答電話
<p>https://telemail.jp</p>	<p>IP 電話 050-8601-0101 (24時間受付)</p> <p>一般電話回線からの通話料金は、日本全国どこからでも3分毎に約12円です。</p>

(2)『学生募集要項（一般入試）』の資料請求番号は「600250」、『学生募集要項（早期卒業・飛び入学特別入試）』の資料請求番号は「621130」です。希望するものの資料請求番号を入力又はプッシュしてください。

(3)あとはガイダンスに従って登録してください。

※資料は通常、おおむね3～5日後にお届けできます（日曜・祝日の配達はありません）。また、地域や郵便事情によってはお届けに1週間程度要する場合があります。なお、17時30分までの受付は当日発送、17時30分以降の受付は翌日発送となります。

※資料請求終了時および受付確認メール内で告知される10桁の「受付番号」は、資料到着まで保管しておいてください。

※資料の料金は、資料到着後2週間以内にお届けする資料に同封の支払い方法を確認の上、表示料金をお支払いください。

※料金のお支払い方法は「コンビニ支払い」、「LINE Pay請求書支払い」、「ケータイ払い」、「クレジットカード払い」、「ゆうちょ銀行・郵便局での通常払込み（ATM・窓口）」がご利用になれます。なお、支払い手数料が別途必要です。

※自動音声応答電話によるご請求の場合、住所、名前を登録する際には、ゆっくり、はっきりとお話してください。登録された音声不鮮明な場合は、資料をお届けできないことがあります。

※テレメールによる資料請求に関するお問合せ先

テレメールカスタマーセンター | P 電話 050-8601-0102（受付時間 9:30～18:00）

法科大学院開設キャンパス

千葉大学西千葉キャンパス

〒263-8522

千葉県千葉市稲毛区弥生町1番33号

交通

JR西千葉駅から西千葉キャンパス南門まで徒歩2分
京成みどり台駅から西千葉キャンパス正門まで徒歩7分

問い合わせ先

千葉大学大学院専門法務研究科

Tel:043-290-2349 Fax:043-290-2356

e-mail address

gai2349@office.chiba-u.jp

<http://www.lawschool.chiba-u.jp/>



CHIBA UNIVERSITY

千葉大学法科大学院